

令和7年度 沼津まちなか自動運転実証にかかる信号連携業務委託 業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度 沼津まちなか自動運転実証にかかる信号連携業務委託

2 業務（事業）の目的

沼津市（以下、「本市」という。）では、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを進め、市内路線バス事業者等の乗務員不足など公共交通の課題解決や利便向上にかかる新技術の導入へ向けた検証や活用検討、新たな交流を生み出す自動運転の実装に向けた実証を行っている。

自動運転技術を活用し、ＪＲ沼津駅から沼津港間での自動運転実証運行を行うことで、市民の日常生活を支えるとともに、観光資源を活用しながら中心市街地への回遊性を高め、経済効果の波及に繋げることができる持続可能な交通システムを目指す。

本業務では、実装に向けた課題解決として信号誤認識による手動介入の低減効果の検証を実施するため、信号時間の情報を直接自動運転車両に伝達する方法が効果的であると考えられることから、これに必要となる交通信号制御機（実験用）（以下、「信号制御機」という。）の手配に要する手続きや各種業務を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容等

【基本情報】

- 1) 実証運行は、ＪＲ沼津駅-沼津港間の既定のバス路線を往復するものとする。
- 2) 実証運行の日数は、12日程度（試験運行を除く）、6往復/日とする。
実証運行の期間は、令和8年2月1日～2月28日を見込む（運行事業者との調整により前後する可能性有り）。また、1月中旬から下旬に試験運行の見込み。
- 3) 自動運転車両は、先進モビリティ株式会社 BYD J6 を予定。
- 4) 自動運転車両の調達（デモ走行セットアップ、回送費等の経費を含む）は本市が別途行う。
- 5) 実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成28年5月警察庁）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和6年9月警察庁）」に即して実施するものとし、関係法令を所管する国の動向等から、自動走行実証実験に係る制度等が更新された場合には、当該新制度に即して実施する。

【業務内容】

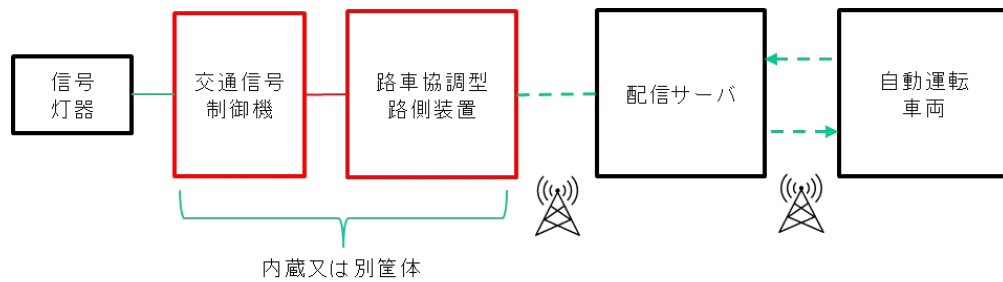
1) 官公庁への申請等

業務に必要となる官公庁（警察庁、静岡県警本部、道路管理者、交通管理者等）との協議や必要な申請等を行うこと。

2) 信号制御機等の手配

- ① 実証を行う信号制御機は、3基とする。（別紙位置図参照）

②信号情報提供のシステム構成は、下図のとおりとする。



③実証実験に必要な信号制御機の手配、設置及び原状回復までの一連の作業を行うこと。なお、一連の作業には、信号機器の出荷時検査や調整対応などの技術管理のほか、取り外した既存機器の一時保管を含むものとする。

3) データ解析

信号制御機の設置により得られたデータの解析を行い、データ解析の結果が「一般社団法人日本自動車の要求値である 300msec 以内のラグ」となることを確認すること。前記の要求値が担保できない場合は、必要に応じて調整又は信号制御機の交換などの対応をとること。

4) 報告書の作成

業務 1) で得られた許可証等の写し、2) 3) 記録や解析結果を取りまとめ報告書を作成すること。

5) その他

- ① 本業務に関連し、「令和 7 年度 沼津まちなか自動運転実証マネジメント等業務委託」を本市とパシフィックコンサルタンツ株式会社静岡事務所で締結しており、スケジュール等の管理を実施していることから、協力して業務を履行すること。
- ② 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と十分に協議すること。

5 成果物

成果物の部数等は、次のとおりとする。

- ・取りまとめ報告書 2 部
- ・上記電子データ CD-R 2 枚

6 支払い

委託業務完了届出書(市様式)と成果物の検収後、適法な請求書受領から30日以内に請負代金額を支払うものとする。ただし、前払金の請求があった場合には、請負代金額の10分の3（1万円未満の端数切捨て）以内の額を支払うものとし、業務完了後に支払う額は、この残額とする。

別紙位置図

